

ほごしゃさま  
保護者様

大和市長 南林間小学校  
校長 竹中 崇

## インフルエンザと診断された場合の出席停止について

学校保健安全法により、「インフルエンザ」は、出席停止となる学校感染症です。

欠席扱いになりませんので、ゆっくり療養してください。

### インフルエンザの出席停止基準

(学校保健安全法施行規則より)

① 医師の診断を受け、「インフルエンザ」と診断される。

② 出席停止の期間は、  
発症した後に5日を経過し、かつ、解熱した後に2日を経過する  
まで。または医師が決めた期間（医師により感染の恐れがない  
と認めるとき）。

これに基づき学校長が出席停止を決定する。

発症した後に5日とは…インフルエンザの症状が出現した日  
を発症日とし、その日は含めずに、翌日から5日を経過するま  
で。

③ この用紙のキトリ線の右側インフルエンザ治ゆ届に記入し、  
登校時に学校に提出する。

(保護者記入で、医療機関の証明は必要ありません。)

## インフルエンザ治ゆ届 (南林間小用)

インフルエンザにかかりましたが、医師の診断により、  
治ゆと認められましたので、次のとおり届けます。

年 組 児童名

※医療機関で記入してもらう必要はありません

受診日	月 日
医療機関名 (病院名)	

休んだ期間 月 日より 月 日まで

※土日、祝日も含めてください

\*インフルエンザの型は? ( A B 不明 )

\*どのような症状が出ましたか。○印をつけてください。

- 発熱 ( ) °C
- 頭痛
- 倦怠感
- 咳
- 咽頭痛
- 下痢
- 腹痛
- 嘔吐
- その他 ( )

令和 年 月 日

保護者氏名

印